

玉城町告示第 8 2 号

玉城町家庭用蓄電池設置費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、再生可能エネルギーの有効利用及び災害発生時の非常用電源の確保を図るため、再生可能エネルギーを利用して充電ができる家庭用蓄電池を設置する者に対し、家庭用蓄電池設置費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、玉城町補助金等交付規則(昭和 4 3 年玉城町規則第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第 2 条 この要綱による補助金の対象は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 自ら居住し、又は居住を予定している住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に対象設備を設置する者、若しくは住宅を販売する事業者等により未使用の対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために購入する者又は住宅を新たに建築し、同時に対象設備を設置する者（以下「住宅購入者」という。）。
- (2) 補助金の交付を受ける者が住宅の所有者ではない場合又は共有者がいる場合は、所有者の設置の承諾又は共有者の間で設置の同意が取れていること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 本人及びその者と同一の世帯に属する者が同種の設備に対し、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象設備等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第 1 に定める要件をすべて満たしたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、1設備当たり50,000円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置に係る工事に着手する前に家庭用蓄電池設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 対象設備を設置する予定箇所の配置図
- (2) 対象設備を設置する場所を確認できる設置前の写真及び設置予定図
- (3) 対象設備に係る工事請負契約書等の写し又は対象設備が設置された住宅の売買若しくは新築工事に係る契約書の写し
- (4) 対象設備の経費が分かる見積書の写し
- (5) 対象設備の仕様書又は規格等が確認できるカタログ等
- (6) 所有者又は共有者の承諾書(自己所有の住宅ではない場合又は共有者がいる場合に限る。)
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、家庭用蓄電池設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定により不交付と決定したときには、家庭用蓄電池設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

4 町長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画変更の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付決定の内容を変更又は対象設備の設置を中止するときは、家庭用蓄電池設置費補助金計画変更等申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査

し、家庭用蓄電池設置費補助金計画変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第9条 申請者は、対象設備の設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、家庭用蓄電池設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 設置に係る領収書の写し(機器費、工事費等の内訳がわかるもの)
- (2) 設備の保証書の写し(パッケージ型番、機器番号、製造番号、日付、販売者名、購入者氏名及び設置場所が記載されているもの)
- (3) 設備の設置状況を示す写真及び位置図等
- (4) 家庭用蓄電池設置費補助金交付請求書(様式第7号)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ補助財産処分承認申請書(様式第8号)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、補助財産処分承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。

(補助金の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又は町長が付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又は玉城町補助金等交付規則に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査への協力)

第12条 補助事業者は、町長が対象設備の使用状況等について調査を行う場

合はこれに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 申請者は、この補助事業に係る関係書類等を、当該補助事業の属する年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設備の種類	設備の要件等
家庭用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力を繰返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等の際は必要に応じて電気を活用することができるものであること。 2 住居等に設置された太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できる定置型のものであること。 3 蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。 4 中古又はリース契約等による設備でないこと。